

○都留市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

(令和4年3月24日告示第24号)

都留市有害鳥獣対策防護柵等設置補助金交付要綱(平成26年都留市告示第94号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣からの農作物被害又は生活被害を防止するために対策を講じる者に対して、その対策に係る費用の一部を補助することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次条に規定する事業を行う市内に住所を有する個人又は団体であって、本人及び本人と同一の世帯に属する者(団体の場合を除く。)に市税等の滞納がない者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業、補助対象経費及び補助額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、都留市有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書(様式第1号)を別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査、現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、都留市有害鳥獣被害対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都留市有害鳥獣被害対策

事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、交付決定者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときに準用する。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、都留市有害鳥獣被害対策事業実績報告書(様式第4号)を別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。前条第2項の規定により廃止の承認を受けたときも、また同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告等に係る書類等の審査、現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の目的に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(是正のための措置)

第8条 市長は、前条第2項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の目的に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを指導することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による指導に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業を市長の承認なく変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (3) 前条第1項の指導に従わないとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又は関係法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金額の確定)

第 10 条 市長は、補助事業の成果が補助金の交付の目的に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都留市有害鳥獣被害対策事業補助金交付額決定通知書(様式第 5 号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 補助金の交付を受けようとする交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、都留市有害鳥獣被害対策事業補助金請求書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の都留市有害鳥獣対策防護柵等設置補助金交付要綱に基づき補助金の交付申請をした者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条関係)

補助対象事業、補助対象経費及び補助額

補助対象事業	補助対象経費	補助額	備考
防護柵等整備	有害鳥獣が農地等に侵入するのを防ぐために設置する電気	防護柵等の整備に係る費用の 100 分の 75 以内の額(その額に 1,000	防護柵等を整備する農地等は、市の農地台帳に登載されている土地でなければならない。な

事業	柵、ワイヤーメッシュ、トタン等の資材費及び整備に係る経費	円未満の端数が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額)とする。 ただし、個人で設置する場合は 50,000 円、団体で設置する場合は 500,000 円を上限とする。	お、団体で設置する場合は、5 戸以上の農家又は受益面積が 1 ヘクタール以上あることを要件とする。
追払資機材整備事業	追払資機材(エアガン、パチンコ、動物駆逐用煙火等)	追払資機材の整備に係る費用の 100 分の 50 以内の額(その額に 1,000 円未満の端数が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額)とする。 ただし、15,000 円を上限とする。	申請者 1 人につき年度 1 回を限度とする。

別表第 2(第 4 条・第 7 条関係)

添付書類

補助対象事業	添付資料(申請時)	添付資料(実績報告時)
防護柵等整備事業	(1) 受益面積が確認できる書類(団体の場合に限る。) (2) 購入資材費の金額が確認できる見積書等 (3) 防護柵等設置予定図	(1) 購入資材費の金額が確認できる領収書等 (2) 補助事業の施工前、作業中及び完成後の写真
追払資機材整備事業	(1) 購入資材費の金額が確認できる見積書等 (2) 追払実施予定図	(1) 購入資材費の金額が確認できる領収書等 (2) 購入資材等の購入後の写真

様式第 1 号(第 4 条関係)

都留市有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

都留市有害鳥獣被害対策事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

都留市有害鳥獣被害対策事業計画変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

都留市有害鳥獣被害対策事業実績報告書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

都留市有害鳥獣被害対策事業補助金交付額決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

都留市有害鳥獣被害対策事業補助金請求書

[別紙参照]